

平成二十四年第一回六戸町議会臨時会議録（第一号）

開 会 平成二十四年 二月十六日 午前十時

出席議員（十二名）

一 番	杉 山 茂 夫	二 番	附 田 輝 雄
三 番	久 田 伸 一	四 番	高 坂 茂
五 番	下 田 敏 美	六 番	川 村 重 光
七 番	河 野 豊	八 番	円 子 德 通
九 番	母 良 田 昭	十 番	山 本 德 実
十 番	金 崎 盛 三	十 二 番	苦 米 地 繁 雄

欠席議員（なし）

地方自治法第二百一十一条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 田 豊	総 務 課 長	坂 本 定 美
企 画 財 政 課 長	保 土 沢 博 昭	税 務 課 長	棟 方 晃 祥
産 業 課 長	松 村 茂	町 民 福 祉 課 長	保 土 沢 定 一
建 設 下 水 道 課 長	下 田 正 幸	病 院 事 務 課 長	田 中 茂 樹
会 計 管 理 者	山 本 晃 広	教 育 員 委 員 長	長 根 富 栄

教育局長	櫻田泰弘	教育課長	川村政則
農業委員長	松村茂	選挙管理委員会	坂本定美
事務局局長	米内山功	監査委員事務局	田中義喜
代表監査委員			

本会議に職務のため出席した者の職、氏名

事務局局長	田中義喜	事務局次長	吉田史明
主幹	畠山正子		

議事日程

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸報告
日程第四	提出議案の上程（町長の提案理由説明）
日程第五	議案第一号 工事の請負契約の変更について
日程第六	議案第二号 工事の請負契約の変更について

会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

六番 川村重光 七番 河野豊

会議の経過

議

長（苦米地繁雄君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

町長におかれましては、去る一月十七日、告示されました町長選挙におきまして、無競争にて、五期目の当選をされましたことに対しまして、衷心よりお祝い申し上げます。

今後におきまして、これまで以上に町のため、ご尽力いただきたいと思います。

本日の欠席議員はありません。

ただいまの出席議員数は十二名であります。

定足数に達しておりますので、平成二十四年第一回六戸町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前 十時 一分）

議

長（苦米地繁雄君）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第一百七十七条の規定により、議長において、六番、川村重光、七番、河野豊君の両名を指名いたします。

次に、日程第二 会期の決定を議題といたします。
会期決定前に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。
十一番。

議会運営委員長（金崎盛三君）

報告いたします。

去る二月七日告示となり、本日招集されました平成二十四年第一回六戸町議会臨時会の会期等に関して、本日午前九時より議会運営委員会を開催し、審議した結果、本臨時会の会期は、別紙日程案のとおり、本日二月十六日の一日間とすることに決定いたしましたので、議員各位には、当委員会の決定にご賛同くださるようお願い申し上げます。まして、報告といたします。

議長（苫米地繁雄君）

議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（苫米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日二月十六日の一日間と決定いたしました。

次に、日程第三 諸報告を行います。

地方自治法第二百二十一条の規定により出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第四 提出議案の一括上程を議題といたします。

本臨時会に町長より提出されました議案は、議案第一号と議案第二号の二件であります。これを一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（吉田 豊君）

皆様、おはようございます。

平成二十四年第一回六戸町議会臨時会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところ出席をいただき、心からお礼申し上げます。

本臨時会は、二議案を提出し、ご審議を願いますが、提案理由の説明を申し上げます前に、町長として五期目の就任にあたり、一言ご挨拶を申し述べたいと思います。

去る一月十七日に告示されました町長選挙におきまして、議員の皆様のご支援のもと、町民の皆様のご支持をいただき、町政執行にあたらせていただくことになりました。

六戸町にとりまして、地域経済の活性化や少子高齢化対策など重要課題が山積しております。今、あらためて町長としての責任の重さを痛感しているところで、先人達のたゆまぬ努力と、英知により、幾多の困難を乗り越え、発展を続けてまいりました。

私は六戸町の輝かしい歴史のもと、町を愛し、町を良くしたいとの一念で、町民の皆様への負託に応えられるよう、今後も精一杯、取り組む決意であります。

さて、我が国は、明治以降百四十年もの間、ほぼ一貫して人口増加、高度経済成長、中央集権、工業化の中で近

代化を成し遂げ、発展してまいりました。

そのような先人のご努力により、私達日本人は世界に稀にみる豊かな生活を享受しています。

しかし、現在、これらの成功の前提がすべて崩れたと言っても過言ではない状況に陥っています。

人口は減少、経済は低成長、中央集権から地方分権へ、また、物が中心の時代から心が中心の時代へと大きく変化しています。

このように時代が大きく変化しているにもかかわらず、これら右肩上がりの時代の既存の考えの延長線でやっていく限り、行政、経済、教育などすべての面で行き詰ることは間違いありません。

バブル崩壊以降、特に行き詰まりが顕著になってまいりましたが、まさにこれまでの成功の要素が通用しなくなつたと認識しています。

また、これまでは答えのある時代であり、欧米を手本に日本が、都市部を手本に多くの地方が発展をしてきました。しかし、現在はずでに答えがない時代であります。もちろん、謙虚に学ぶべき国や地域はたくさんありますが、先進地の事例を参考にすれば何とかなる時代ではないということでもあります。

また、これまでは国や県からの交付金、補助金、公共事業など、国や県がある意味では何とかしてくれた時代でもありました。しかしながら、国・地方においては合わせて壱千兆円以上と言われる借金を抱え、今後の日本においては、高齢化社会が数十年続く中で、これまでのように国や県に依存することができない状況であります。

今、私たちに求められているのは、一人ひとりが考え、行動し、責任を取る、そうした自主独立の気概を持つこと、そのような町をつくることであると思います。

六戸町は、町民に一番近い基礎自治体として、時代の潮流をにらみながら、当地域の実情、ニーズに合った政策を自ら考え、決定し、優先順位をつけながら実行していかねばなりません。

特に、地方の経済、町民の暮らしには、いまだ回復の実感は乏しく、当町におきましても、近年の商品販売額や農業産出額等の停滞傾向や雇用情勢の厳しさ等、大変厳しい状況が続いていると言わざるを得ません。

当町では、現下の厳しい行財政環境の中で、町民に不安や戸惑いを意識させないまちづくりに向け、より選択と

集中を徹底し、さらに町民との協働による取り組みを進めてまいりる所存であります。

町議会議員の皆様には、今後の町政運営におきましても、一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。五期目就任にあたる挨拶といたします。

それでは、本臨時会に提案いたしました、議案二件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第一号、議案第二号、工事請負契約の変更について申し上げます。

両議案は、平成二十三年八月八日に議決を経ました六戸町立六戸小学校耐震補強工事と、平成二十三年十月二十四日に議決を経ました六戸町立六戸小学校改修工事について、請負工事契約を変更するため、提案するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました、議案二件についての概要をご説明申し上げますが、ご審議の過程におきまして、担当課長から詳細について説明いたしますので、慎重にご審議の上、満場のご承認、ご決議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明と致します。ありがとうございました。

議 長 (苦米地繁雄君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第五 議案第一号 工事の請負契約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長 (川村政則君)

議案第一号 工事の請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、次のとおり工事の請負契約の一部を変更するものとする。

- 一 工事の表示 名称 六戸町立六戸小学校耐震補強工事

場所 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字明土地内

二 契約金額

変更前 六千六百十五万円

変更後 六千七百三十二万七千五百五十円

三 契約の相手方

住所 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字千刈田二番地八号

会社名 株式会社佐藤建設工業

代表者名 代表取締役 佐藤純一

今回の契約金額の増額につきましては、校舎外装工事の増、屋上防水工事の増、仮設費減の追加によるものであります。

以上で議案第一号の説明といたします。

議

長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

四番。

四 番 (高坂 茂君)

この前ですが、小学校の耐震工事と改修工事の視察をしてまいりました。

工事の変更、追加工事になると思いますが、それは事前に協議の上、追加工事になったのか、業者のほうからここをもっと直さなければならぬと指導とかあって追加工事になったのか。

これは大型工事になると思いますが、その都度追加工事というのが成るものかどうか。過去の事例からも教授願います。

議 長（苦米地繁雄君）

教育課長。

教育課長（川村政則君）

一点目でございますが、工事のほうは現場で設計図書等によって内容、数量等を確認いたします。

施工業者はその段階で設計図書と相違があった場合には、施工管理委託業者と協議いたします。

協議を受けました施工管理委託業者は協議内容を精査しまして、町監督員から施工業者に施工工法等を指示します。

それから、大型工事になった場合のその都度の件でございますけれども、各工事施工段階においてその都度の契約というのではなく、まとめた形での総体での工事変更契約ということで、特に今回はそのような形になります。以上です。

議 長（苦米地繁雄君）

教育課長。

聞いていることは、業者と協議をして行ったのか、あるいは業者から一方的にこうなっているよとなったのか、どっちなんだということを知っているんですよ。

教育課長（川村政則君）

先ほどの説明で不足がありましたけども、業者の方で、うちの方は工事の方は管理業者委託しておりますので、工事の段階で不具合というか問題が設計と違った場合には、工事業者の方と施工管理業者、管理業者がございまして、管理業者の方との協議をさせていただいて、うちの方で監督員を指名しておりますので発注者側との管理業者との話し合いで、どちらの、双方との協議の上、工事を変更するという形になっております。

議 長 (苦米地繁雄君)

いいですか。
ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより議案第一号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第一号 工事の請負契約の変更については、原案のとおり可決いたしました。次に日程第六 議案第二号 工事の請負契約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長 (川村政則君)

議案第二号 工事の請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、次のとおり工事の請負契約の一部を変更するものとする。

一 工事の表示 名称 六戸町立六戸小学校改修工事

場所 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字明土地内

二 契約金額 変更前 七千三百五十万円

変更後 七千四百四十万七千二百円

三 契約の相手方 住所 青森県上北郡おいらせ町立蛇七十一番地

会社名 株式会社柏崎組

代表者名 代表取締役 柏崎尚人

今回の契約金額の増額につきましては、校舎建具工事の増、機械設備工事の減、仮設費増の追加によるものであります。

以上で議案第二号の説明といたします。

議 長 (苫米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。
七番。

七 番 (河野 豊君)

先般、二月七日に議会の総務常任委員会で六戸小学校を視察させていただきました。その中で、何点か疑問がありましたので質問させていただきます。

最初に防火戸の件。視察に行く前に課長に、本当に大丈夫なのかというお話をさせていただいた上で、現場に行つて作動させてみたら、引っかかって動かなかつた。これは駄目だよということでしたが、早速ですが今日、きちんと対応していただいたということで、ありがとうございました。

それで質問の一点目は、防火戸といのは基本的には建築基準法なんです。今現在ほどのような状況の下に点検をしているのか。点検は厳密に言うとは半年に一回点検することで義務づけられていますけれども、防火戸にいたつては大きな地震が来たりしますとかなり狂います。動作不能になる場合が非常に多いです。

その場合の点検基準といいますが、自主点検なるものをどのようにやっているのか。

もうひとつは、六戸小学校も建てずいぶんになります。私も関わっていた関係上、かなり内容的に熟知しているんですけども、自動火災報知設備とか放送設備、誘導灯関係がかなり古いと見えます。

おそらく、あと何年もしないうちに適用基準から外れて、改修をしなければいけないことになるだろうと予測しております。

そうなつた時のことを考えたときに、なぜ今回の改修の中に組み込めなかつたのか。おそらく後々にもしやるとしたら、町単独事業でやらざるをえなくなるのではないのかなと危惧を持っております。

設計段階においての内容が、どういうふうな判断の下でそういうふうになっているのか、その二点をご説明願います。

議 長（苦米地繁雄君）

教育課長。

教育課長（川村政則君）

一点目でございます、点検の件についてお答え申し上げます。

防災設備の点検については、委託契約を結んで防災設備の点検ということで毎年点検をいたしております。自主点検につきましても、各学校におかれましてもそれぞれ、避難訓練等を通じましての設備の点検等は随時行われているところでございます。

二点目でございますけれども、自動火災設備が古いと、改修が必要というふうなことと、今回の改修工事において何故やらなかったのかということにつきましてお答え申し上げます。

自動火災の設備が古いということでございますが、これらにつきまして点検時の際に、業者の方から指摘等があった場合とか、例えば消防の方からの指摘事項があった場合には、速やかにそのような対処をする形をとっております。

これは学校に限らず、各施設も同様でございます。

それから、今回の改修工事にこの部分が何故盛り込まれなかったかということにつきましては、この工事のこの改修工事の段階で、業者の方からその指摘事項というのが、古いという取替えというところまでの、こちらの方に情報等を持っておりませんでしたので、通常の今作動ということで問題ないものと考えておりましたので、今回の改修工事には入りませんでした。

議 長（苦米地繁雄君）

七番。

防火戸の件ですけども、皆さんも防火戸のことについてはその重要性をかなり深く理解されていると思います。万が一、火災が発生した場合、この防火戸が働かなければ大変な事態になるということは皆さんも想像できることだと思いますけれども、非常に今の答弁を聞いていると、要はあまりきちっとというか、あいまいな答弁だなと思っております。

点検基準というのがきちんともありますので、その辺も含めてですね、もう一度きちんとその辺の内容を精査していただきたい。

もうひとつは、自主検査についてでもですね、ある程度自主検査の基準を設けて、例えば東日本大震災とか大きな地震があった後は、本当に狂っていると思います。ですからその辺のところを自主検査でもってきちん確認するような流れをきちんとしておかないと、万が一のことを考えると大変危険な状態だと思いますので、そこをまずお願いしたい。

それから、自火報設備についてなんですけども、要するに消防設備というのはですね、付いて動いているから、今でも使えるというものではなくて、法律的に何年に製造されたものは何年経ったら交換しなさいという法律のきちんとしたデータがあるんです。

ですから、そのところを調べれば一目両全で分かるはずなんです。

おそらく耐用年数からいいますと、もう切れているのかもしれないし、その辺のところをきちんとしていかないと、設計する業者の方でもその辺はある程度分かっていることだと思うんですけど、悪くないからやらなかったとかそういうことではないと思うんです。

その辺のところは、設計段階でどういうふうなシステムで設計しているのか、ただ業者に預けっぱなしで設計だけお願いして、それを鵜呑みにしてやっているのか、その辺の設計段階におけるストーリーをもう少し説明願います。

議 長（苦米地繁雄君）

教育課長。

教育課長（川村政則君）

今、議員さんのおっしゃった設計段階のストーリーということでございますけれども、私どもその設計する段階で施設等の現状等も併せて学校と協議いたしました。このような方法の中でやっていきますよということでの、協議をした中での設計を組ませていただいているのが正直なところでございます。

ただ、その際にもどうしても私どもの方で事務的に目が届かない部分等は確かにあるかと思えます。

そういう中でのそういう、今議員のご指摘の部分がでてきているのかなというふうなことでございますけれども、いずれにしましても、今ご指摘のありましたとおり基準等をしつかり確認をし、また見直しをしながらですね、やっていきたいと思えます。

そういう中で特に今回は、児童の学校生活、教育活動のための必要最小限のことを追加したということでご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町長（吉田 豊君）

今、課長から説明がありました。この改修工事等の流れという部分での考え方を申し上げたいと思えます。

当初は、耐震化工事と併せましてある一定の改修工事も含めてという、国の方の関係でも認めていただいた時がございましたので、それらを含めた中での見方というものをしながら事務をすすめてきた経緯がございます。

が、しかし、それは違うんだということになりまして、耐震工事はそのまま当然のこととして進める。

しかし、併せて今までやってきたものとして、前に含んでいた耐震工事をやるのであれば、この部分は改修しておいたほうがいいのではないのかなという判断、幅があったのかなと思います。

完全に改修工事という概念で見れば、今お話しありますように六戸小学校は古い校舎になりますので、当然のこととしていろんな所に目を向けるべきだったのかもしれない。

ただ、併せてできるかもしれないということがあつて、急遽それができないということになり、併せて私どもから支出できる項目、この機会に駄目だからやらないのではなく、やれる分はやはり改修した方がいいだろうということになりましたので、ご質問にありますように至らぬ点もあつたのかもしれないませんが、私どもとしてはその流れの中にあつて、判断していただいたのが今の改修工事の枠組みであつたというふうにご理解いただければというふうに思います。

先ほど来の防火戸のことやら、消防に関わるものそれぞれ決められた基準に基づきながら、調査はしておりますので、期限切れというのではないのかもしれない。が、しかし、ご心配の点、ごもつともだと思しますので、改めて私どもは施設を提供する町として行政として、また、現場において学校管理を行っている方々にも、ご質問がありました趣旨をお伝えして、いざという時のためへのチェックをするように私どもからお話しをしたいというふうに思っております。

経過は今お話ししたことでご理解いただいたと思いますが、完全に改修工事単独で見て、あれもこれもと拾い上げながらやったという経過より、その前の流れがあつたということをご理解いただければと思います。

議 長 (苦米地繁雄君)

七番。

七 番 (河野 豊君)

今、町長から答弁いただきました。ありがとうございます。

ある程度、そういうことも理解はしております。

ただ、せっかくやるし、町単独のお金でまたやるとなると莫大なお金が掛かるし、そういうことも含めてもう少し深く精査していただいて、やれるべきものはやっていただきたかったなと思っっているのが事実です。

今後、このようなことがあった場合には、もう少し吟味していただいて落ちがないような形でやっていただきたい。そして、消防設備ですから、何のためにあるかという子どもたちの安全安心を守るためにあるわけですから、その維持管理も今後においてももう少し徹底したやり方を研究していただいて、業者がやっているからそれでいいんだという話ではないと思います。

万が一、もし何かあれば当然責任問題が問われるわけですから、その辺も含めて、今後において反映させていたきたいと思えます。

議 長 (苦米地繁雄君)

町長。

町長 (吉田 豊君)

ご指摘、誠にありがとうございます。

先ほど、この工事を進めるに当たっての以前の流れ、考え方を申し上げましたが、今、町のお金を掛けて今後直すのは大変だというお話しをいただきました。

実は、これが違うということになりました、本来町民皆様に向けもいい予算を無理やりこちらの方に向けて、この時にやるべき部分はやった方がいいということでもやりましたので、実際は単費としてほかの分野に向けてもよかつた分を急遽、予算化しながら向けたという経緯がございますので、私どもとしてはご質問にあるような補助事業やいろんなものに入ればいいんですが、そうじゃない場合には大変だと。今回の改修工事もちよつと苦しい気持ちを持ちながらも、やはりやるべきということをやったことですので、もっと倍以上のお金でも掛ければよかつたの

かもしれませんけれども、今後は個々に直せる、指摘されたもの。又は、こちらで気づいたもの。学校ですので直していきたいと思っております。

町単独のお金といいますが、今回もそれに近い状況で行われたことご理解いただければと思います。

議 長（苦米地繁雄君）

ほかにありませんか。

四番。

四 番（高坂 茂君）

十月の臨時議会で、改修工事の件につきまして一点だけ質問しておりました。

小学校の体育館のクライミンググロップの件です。

視察のときは少しだけ内容について聞きましたが、クライミンググロップの設置に関して校長先生が必要ないというお話だったと思いますが、その経緯、例えば、私は子どもたちはいろんな体力を作るうえで、木登りはできなくてもクライミンググロップは非常に全身使います。そういうこともあってその場で申し上げているんですが、何故、校長先生が必要ないと言ったのか。例えば教育委員会の方で申し入れたのか、そういった中止にした経緯が一点、それからもう一点。

機械設備工事の減ということで洋式トイレ、洗面台の種類変更とあります。この内容について。

洋式トイレに全部代えるのは望ましいと思っっているものですから、例えば仮設費の増ですが、そういったものの設置の要望があったから相殺という形で、あまりにも経費が掛かればということでもそういうふう洋式トイレとか洗面台を変更したのか。

そういったところをお互いに、学校側と行政側が納得してやったのかその辺の経緯をご説明願います。

議 長 (苦米地繁雄君)

教育課長。

教育課長 (川村政則君)

ただいま二点のご質問でございますので、お答え申し上げます。

まずはクライミンググロープのことでございます。

議員さんがおっしゃいましたように、前議会の際にご質問をいただきましたので、私どもの事務方と学校の校長ですけれども、校長先生の方と協議をしまして今後グロープについては、授業も含めて使わないというふうなことで撤去という形になりました。

それから洋式トイレの増でございますけれども、増というか洋式トイレの機械設備工事の減の中にあります内容でございますけれども、これもですねこちらの方で単独で決めたわけじゃなくて、すべて学校との協議でございます。学校からの要望というのが、このトイレにつきましては数を減らさないで欲しいと。

要するに、和式と、議員さんも先般ご覧になったかと思いますが、和式と洋式のスペースを見ますと、洋式の方が約五十センチメートルほど幅が広く取らざるを得ない状況でございます。

ですから、学校の要望でございますので、その現段階では洋式として二箇所を設置はちよつとできないということでの、学校からの要望の数を減らさないで欲しいという要望の中の洋式トイレの設置でございますし、その金額等の調整につきましては、当初ですねその洋式トイレは便器と一体型の、要するに便器から便器自体にポンプが付いてそれを自動的に上の方に水を汲み上げる便器の予定でございました。当初はですね。

ところが、やはり災害等のことも考えましてですね、要するに停電時でも水圧で水を流せる状況ということに変えましょうということで、便器と別にタンクを付けてレバーでこうやるやつがあると思えますけれども、その洋式便器のほうに変えてその部分が金額的に減になりましたということでございますので、いずれにしても、この工事の内容につきましては、都度学校と協議してやっているところでございます。以上です。

議 長 (苦米地繁雄君)

四番。

四 番 (高坂 茂君)

内容説明よく分かりました。

一つだけ。

学校側と協議しているとありましたけれども、是非ともですね、協議の上、進めてほしいと望みます。

議 長 (苦米地繁雄君)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第二号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議

長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第二号 工事の請負契約の変更については、原案のとおり可決いたしました。
以上を持ちまして、本臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これもちまして、平成二十四年第一回六戸町議会臨時会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございます。

閉会 (午前 十 時 四十二分)

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

會議錄署名議員

會議錄署名議員